事 務 連 絡 令和3年1月27日

各都道府県主管衛生部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経理室 健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の令和2年度 三次補正予算案による新規事業(案)及び今後の執行スケジュール (案)について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)については、令和2年4月30日厚生労働省発医政0430第1号・厚生労働省発健0430第5号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところです。

今般、令和2年度三次補正予算案による交付要綱等の改正案をお示ししますので、 そのうち新規事業である「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における 外国人患者の受入れ体制確保事業」(案)について、下記の1.のとおり、必要な場合 には、事業実施計画を提出いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の今後の執行スケジュール(案)について、下記の2.のとおり、お示ししますので、ご了知の上、準備方お願いいたします。

ご多忙のところ恐縮ですが、ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の令和2年度三次補正予算案による新規事業(案)について

(1) 対象事業

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)については、令和2年度三次補正予算案により、新規事業として、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業」(案)を追加する予定です。

(2) 事業実施計画の提出

「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業」(案)の<u>令和2年度実施分</u>について、必要な場合には、以下により事業実施計画を提出してください。

- ① 提出期限 令和3年2月24日(水)
- ② 提出書類 事業実施計画(別紙1及び別紙2)
- ③ 提出先 以下の宛先にメールで提出 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)担当 ncov-koufukin@mhlw.go.jp
- ④ 照会先 以下の宛先にメールで照会 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (医療分) 担当 ncov-koufukin@mhlw.go.jp
 - ※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようよろしく お願いします。

≪留意事項≫

- ・ 本事業は、三次補正予算のうち令和2年度中に執行しなかった分を令和3 年度に繰り越すことにより、令和3年度も実施することを想定しています。
- ・ 令和2年度に本事業の補助を受けた施設は、令和3年度事業では補助の対象外とする予定です。
- ・ 正式な交付要綱等は、三次補正予算が成立し、繰越承認を得た後(2月上旬目途)に発出する予定です。
- ・ 医療機関との具体的な調整は、正式な交付要綱等の発出後に行うようお願いします。
- ・ 提出いただいた事業実施計画については、3月上旬目途に内示を行い、3 月中旬に既存事業分と合わせて変更交付決定を行う予定です。
- ※ <u>令和2年度末に、都道府県において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の余剰が生じる場合は、余剰分の国への返還(戻入)</u>を行っていただく予定です。三次補正予算成立後、既存事業分及び新規事業分の変更交付申請書の提出を依頼する予定であり、執行見込額の精査を十分に行い、事業区分間の交付額の調整を含め、適切な金額を変更交付申請できるよう準備をお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の今後の執行スケジュール (案) について

具体的な変更交付申請書等の提出期日等は別途連絡いたしますが、現時点において、以下のスケジュールとさせていただく予定ですので、準備方よろしくお願いいたします(現時点のスケジュール(案)のイメージは別添)。

- (1) 令和2年度の既存事業(病床確保及び宿泊療養施設確保並びに重点医療機関体制整備事業の3月分を含む)の変更交付決定[既存事業分の1回目]
 - ※ 令和2年度の一次補正・二次補正・9月15日予備費の既存事業の各事業の年度末までの過不足見込みを確認した上で、事業区分間の交付額の調整を行うとともに、不足分の追加交付、余剰分の国への返還を行う。

・令和2年12月23日 変更交付申請書の提出依頼

・令和3年 1月20日 変更交付申請書の提出期限

(予 定)

・三次補正予算成立後 変更交付決定(事業区分間の交付額の調整、不足 分の追加交付、余剰分の国への返還)

- (2) 令和2年度の三次補正予算案等の変更交付決定等 [既存事業分の2回目、新 規事業分]
 - ※ 令和2年度の既存事業の各事業の年度末までの過不足見込み及び令和2 年度の三次補正の新規事業の年度末までの執行見込みを確認した上で、事業 区分間の交付額の調整を行うとともに、不足分の追加交付、余剰分の国への 返還を行う。

(予 定)

- ○新規事業の内示
- ・令和3年 1月27日 事業実施計画の提出依頼(本事務連絡)

※ 新規事業案の概要を連絡

- ・ 2月24日 事業実施計画の提出期限
- 3月上旬目途 内示
- ○新規事業、既存事業の変更交付決定
- ・三次補正予算成立後 変更交付申請書の提出依頼
- ・ 3月上旬目途 変更交付申請書の提出期限
- ・ 3月中旬目途 変更交付決定(事業区分間の交付額の調整、不足 分の追加交付、余剰分の国への返還)
- ※ 既存事業分は、(2)で大幅な変更がないよう、(1)で執行見込額の精査を

十分に行い、事業区分間の交付金配分の調整を含め、適切な金額を変更交付申請するようお願いいたします。

- ※ 令和2年度末に、都道府県において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 交付金(医療分)の余剰が生じる場合は、余剰分の国への返還(戻入)を行って いただく予定です。
- (3) 令和3年度分の事業計画書の提出・交付決定等〔令和3年度事業分〕 (予 定)
 - ・令和3年3月中旬目途 事業実施計画の提出依頼

※ 令和3年度の事業案の概要を連絡

- 3月下旬目途 事業実施計画の提出期限
- 4月上旬目途 内示
- ・ 4月上旬目途 交付申請書の提出依頼
- ・ 4月下旬目途 交付申請書の提出期限
- 4月下旬目途 交付決定
- ※ 令和3年度の事業等は別途連絡しますが、令和3年度の必要額(おおむね半年分を想定)の精査などの準備をお願いいたします(令和3年度の当初の事業として、新型コロナ対応従事者慰労金交付事業、新型コロナを疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業のうち支援金支給事業、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業は予定していません)。
- ※ 令和2年度の新型コロナ対応従事者慰労金交付事業及び医療機関・薬局等に おける感染拡大防止等支援事業に係る精算事務の事務委託料等は、現時点では、 令和3年度の事業計画・交付決定に入れる方向で検討しています。
- (4) 各都道府県における交付決定後の繰越手続き

各都道府県から医療機関等へ交付決定を行った後、年度内に納品が間に合わない等の事情により令和2年度中に事業完了が難しくなる場合が見込まれます。本交付金は繰越明許費となっていますので、その場合は、管轄の財務局と調整し、繰越手続きを行う等適切に対応いただきますようお願いいたします。

※ 上記以外で、令和2年度末に、都道府県において新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金(医療分)の余剰が生じる場合は、余剰分の国への返還(戻 入)を行っていただく予定です。

≪添付書類≫

- ・「新型コロナ緊急包括支援交付金 今後の執行スケジュール(案)のイメージ(現時 点のもの)」(別添)
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」の改正案
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」の改正案

- ・「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制 確保事業」(案)の事業実施計画書(別紙1、別紙2)
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱い について」の改正案
- ・「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制 確保事業」(案)に係るQ&A